

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

第7条中「、育児部分休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15
条の次に次の1条を加える。

（出生サポート休暇）

第16条 任命権者は、職員が通院その他の不妊治療に係る事由のため勤務しないことが
相当であると認められるときは、その請求により、1年につき10日（規則で定める場
合にあっては、5日）以内の出生サポート休暇を与えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇_____及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇、<u>出生サポート休暇</u>及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p><u>(出生サポート休暇)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>任命権者は、職員が通院その他の不妊治療に係る事由のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき10日以内(規則で定める場合にあつては、5日以内)の出生サポート休暇を与えることができる。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>

不妊治療に関する休暇（出生サポート休暇）の新設について

1 導入理由

次世代育成支援を目的として、不妊治療と仕事の両立を支援するため、国に準じて有給の出生サポート休暇を導入する。

2 制度の概要

(1) 対象職員

全職員を対象とする（会計年度任用職員は勤務日数が週3日以上又は年121日以上で、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員に限る。）。

(2) 対象となる不妊治療

本休暇における不妊治療とは、不妊の原因調査のための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精及び顕微授精等とする。

また、カウンセリングを受けるため医療機関に通院する場合や、医療機関が実施する不妊治療に係る説明会への出席についても休暇の対象とする。

(3) 付与日数

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年（1月1日から12月31日）につき10日を上限（説明会への出席で取得する場合は5日を上限）として休暇を付与する。

(4) 付与要件

- ① 配偶者の付添い・送迎での休暇取得は認められないが、医師から治療方針等の説明を聞く場合等は休暇の対象とする。
- ② 不妊治療による精神的な不安等のため勤務できない場合は休暇の対象とはしない。
- ③ 自宅での採精、自己注射等については、医療機関を受診する場合と異なり時間の調整が可能であるため休暇の対象とはしない。
- ④ 受診後に体調不良になった場合は、受診と体調不良との関係が明らかなきは休暇の対象となり得るが、その他の場合は年次休暇等で対応する。
- ⑤ 第二子以降の子どもを希望する場合で、配偶者が不妊治療を受けている際に、職

員が第一子等の世話をする場合については、休暇の対象とはしない。

- ⑥ 不育症（妊娠はするが、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてない状態）は休暇の対象とはしない。

（５）承認手続き

休暇を取得する職員は予め休暇欠勤簿により申請を行い、受診後に所属長に通院等を証明する書類（領収書・治療の内容がわかる書類・説明会の資料等）を提示し確認を受けることとする。プライバシー保護の観点から診断書の提出は求めない（任意で提出された場合は証明書類として利用可）。

３ 施行期日

公布の日から施行する。